

大阪市教育局
大阪市長
寺村 眞二

非常変災時等の措置について

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
イ 所在する区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル〇相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

- 大阪市HP（発令した場合、トップ画面に表示されます）
○おおさか防災ネット（メール登録もできます）
○大阪市危機管理室 X
○LINE 大阪市公式アカウント
○防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます）
ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

- ※ 児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、引渡し若しくは教職員が引率等を行い下校させます。
※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

（裏面続く）

※ 住之江区内で、河川氾濫の警戒レベル3(高齢者等避難)、警戒レベル4(全員避難)が発令された場合も臨時

休業とします。

(南港内には河川はありませんが、住之江区で発令された場合は本校も臨時休業になります)

※ 大阪市教育委員会の通達により、原則として、暴風警報・暴風雪警報もしくは特別警報以外の警報の場合(例:大雨警報、洪水警報、大雪警報等)は、休業となりません。

※ 登校後、暴風警報・暴風雪警報もしくは特別警報が発令された場合は、その時点で棟別の集団下校となります。その場合、学校から連絡が取れるようにしておいてください。ミマモルメのメールとホームページでお知らせします。

※ 午前7時の時点で、鉄道各社(ニュートラム、「大阪メトロ」地下鉄、JR環状線)がすべて運休している日は、臨時休業とします。

※ なお、当日のいきいき活動も中止となります。

「児童の引き渡し」について

地震や大雨等、児童の安全確保のための引き渡しが必要と判断した場合、下記の要領で引き渡しを行います。

① ミマモルメのメールとホームページでお知らせし、校門前に掲示します。

② 保護者の方は学校までお子様を迎えにお越してください。原則として、お子様の教室で引き渡しを行います。なお、災害発生のため、保護者が来校できない場合はお子様の祖父母や知人でも構いませんが、必ずお子様と面識がある方をお願いいたします。

③ 教室で、お子様との関係を学級担任もしくは担当教員にお話してください。確認を行い、引き渡しいたします。お子様と面識がない場合は引き渡すことができませんので、ご理解ご協力をお願いいたします。